

# 国と地方が連携した少子化対策等の推進について

## ～平成30年度予算編成及び地方財政対策について～

平成29年12月14日  
地 方 六 団 体

我が国が将来にわたり活力を維持し、成長し続けていくためには、少子高齢化という根本的な課題に真正面から取り組み、若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる社会を構築することが重要である。

その実現のためには、国と、住民に直接行政サービスを提供している地方とが、あらゆる施策の推進において緊密に連携を保つことが不可欠である。

こうした中、今般、国が社会保障制度を真に「全世代型」へと転換する考えに立ち、高齢者への対応に加え、働きながら子育てをする世代をしっかりと支えていく方向を明確にされたことを、我々地方として評価するとともに、国と連携して少子化対策等を推進していく決意である。

### 1. 地方の少子化対策等の抜本強化

我が国の年間出生数は、平成28年に初めて100万人を下回った。少子化の要因である未婚化、晩婚化、晚産化が引き続き進行する中で、国を挙げた少子化対策に大胆かつ長期的に取り組むことが必要である。子育て支援、教育等の行政サービスを現場において提供している地方の立場から、以下の少子化対策等の抜本強化を提言する。

#### (1) 結婚、妊娠・出産の希望を叶えるための支援

##### ○結婚の希望を叶えるための支援策の充実・強化

(結婚新生活支援事業の充実、結婚する若者の住宅確保への支援 等)

##### ○不妊治療等への支援の拡充

(休暇制度創設、第2子以降の助成回数緩和、一般不妊治療(検査等)助成、不育症治療に係る支援事業創設の検討 等)

##### ○小児・周産期医療の充実

(大学や教育病院等への人的・財政的支援による医師確保 等)

#### (2) 踏み込んだ子育て支援策

子育ての負担(経済、育児、キャリア継続)についてもう一段踏み込んだ対策が必要

## ○子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減

- ・幼児教育・保育の無償化
- ・保育所等を利用していない家庭への支援
- ・放課後児童クラブ利用料の無償化
- ・子どもの医療費に関する全国一律の制度創設  
(国の制度創設、国保の減額調整措置の全面的な廃止)
- ・多子世帯への支援

## ○子育て中も就業が可能となる多様な保育サービスの拡充

- ・保育士等の待遇改善等による待機児童対策の加速化
- ・病児保育事業等の拡大

## ○仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直し

- ・「パパ・クオータ制」など、男性の育児参画を促進する仕組みの導入検討
- ・職場復帰やスキルアップをサポートする企業等への支援  
(テレワークなど柔軟な働き方を選択できる環境整備や残業等でのベビーシッターリー利用支援等を行う企業等への助成拡充、企業主導型保育所の共同設置支援、大学通信制講座の受講料等の支援を行う企業等への助成新設)

### 【「負担軽減」「質の確保」「量的充実」のベストミックス】

施策の検討・具体化に当たっては、保育料の無償化などの「負担軽減」とともに、保育士確保・保育所整備などの「質の確保」・「量的充実」のベストミックスを図ることが必要  
(「子育て安心プラン」に示す受け皿拡大、保育人材の確保等を優先的に実施)

## (3) 子どもの貧困対策の充実強化

### ○低所得家庭等に対する教育費負担軽減施策の充実・強化

- ・私立高校の授業料無償化や高校生等奨学給付金の充実
- ・大学等に進学する者に対する給付型奨学金の拡充

## (4) 児童虐待防止対策及び支援の強化

- ・職員の研修体制の整備
- ・児童相談所を設置しようとする中核市等への人材確保等の支援

## (5) 地方を支える「人づくり」の抜本強化

全ての都道府県で有効求人倍率が1倍を超える中、東京圏への転入超過は約12万人と、地方における人材不足は危機的な状況にある。地方と

連携して抜本対策を講ずる必要がある。

- ・地方大学の振興（高率の「地方大学・地域産業創生交付金」の創設）
- ・地方で「専門職大学」を設置する場合の要件緩和等
- ・地方大学におけるリカレント教育の充実・多様化
- ・若年者、女性、高齢者、障害者等への就労支援  
(就労可能な生活困窮者や引きこもりの方等への支援充実、農福連携のための設備整備及び交流事業の支援 等)
- ・地方への人の流れを生み出す施策  
(地域おこし協力隊の拡充、地方企業インターンシップ、地方への就職活動を促す制度の創設 等)

## 2. 地方の主体的な取組を可能とする仕組みづくり

以上の少子化対策等が実効性あるものとするためには、産業構造などの各地方の実情に応じたきめ細かな対策を、地方が継続的かつ機動的に行えるようにする仕組みづくりが必要である。

### (1) 地方の実情に合わない「従うべき基準」の抑制等

- 新たな施策の制度設計に当たっては、放課後児童クラブの「従うべき基準」のような硬直的な基準設定は厳に慎み、地方の実情に合った施設整備等を可能とする仕組みとすること
- 国は、現場において日々住民と向き合っている地方の意見を十分に踏まえ、縦割り行政を廃し、地方が地域の実情に即した施策を展開できるよう、弹力的な対応を図ること  
(子ども・子育て支援新制度における認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の所管の一本化)

### (2) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施

- 子ども・子育て支援新制度の完全実施に必要な1兆円超の財源の確保
- 様々な課題の改善方策などの継続的な検討

### (3) 地方の自由度が高い財源の確保

- 地方が継続的に施策展開できるよう、一般財源の安定確保
- 補助金ではなく交付金、基金による十分な予算確保  
(地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化、地域子供の未来応援交付金の恒久化と運用の弾力化 等)
- 「人づくり革命」の新たな政策パッケージに基づく施策について、実施主体である地方に必要な安定的財源を国の責任で確保